

船舶事故等調査報告書

平成24年3月29日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2011仙第47号	
事故等種類	衝突	
発生日時	平成23年8月9日 08時30分ごろ	
発生場所	青森県八戸市八戸港沼館地区 八戸港河原木西防波堤灯台から真方位250° 1,970m付近 (概位 北緯40° 31.9' 東経141° 29.9')	
事故等調査の経過	平成23年8月10日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 第三十六 ^{いなり} 稲荷丸、75トン 133333、有限会社本田漁業部 B 漁船 うみねこ、12トン AM2-6340（漁船登録番号）、青森県	
乗組員等に関する情報	A 船長A、四級海技士（航海）	
死傷者等	なし	
損傷	A 右舷船首部外板に擦過傷 B 船尾部マスト曲損、左舷船尾部外板に擦過傷	
事故等の経過	A船は、船長Aほか5人が乗り組み、八戸港沼館地区の岸壁に出船右舷着けした他船の左舷側に係留していた。 B船は、A船の右舷船首方約20～30mの岸壁に出船右舷着けで係留していた。 船長Aは、離岸に際し、乗組員を船首尾配置に就かせたが、操舵機の油圧ポンプを作動させることを失念し、同ポンプの作動ランプの確認や操舵機の試運転を行わずに離岸作業を開始した。 船長Aは、船首配置の乗組員に係留索を外させ、機関を後進にかけて船首を他船から離れた後、船尾配置の乗組員に係留索を外させて機関を前進にかけた際、舵が効かず、機関を停止したが、平成23年8月9日08時30分ごろA船の右舷船首部とB船の左舷船尾部が衝突した。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北北東、風力 3、視界 良好 海象：海上 平穏	
その他の事項	A船は、船体塗装のために入渠していたが、出渠の際、作業船にえい航されて他船の左舷側に係留していた。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	A あり、B なし A あり、B なし なし A船は離岸作業中、B船は岸壁に係留中、八戸港沼館地区において、両船が衝突したものと考えられる。 船長Aは、離岸作業に際し、操舵機の油圧ポンプを作動させることを失念していたことから、舵が効かず、B船と衝突したものと考えられる。

原因	本事故は、八戸港沼館地区において、A船が離岸作業中、B船が岸壁に係留中、船長Aが操舵機の油圧ポンプを作動させることを失念していたため、舵が効かず、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・船長は、出航前に必ず操舵機の試運転を行うこと。